

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	長期優良住宅認定申請に関する提出窓口の一元化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	住宅を建築する際の確認・審査業務として、建築確認申請（所管行政庁または民間評価機関）、性能評価申請（民間評価機関）、長期優良住宅認定申請（所管行政庁）があるが、そのうち長期優良住宅認定申請については、その事前審査としての技術的審査のみ民間評価機関で行い、その適合書を添付する事で、長期優良住宅認定の申請を所管行政庁に提出する流れが一般的であり、申請が2ヶ所にまたがる事で業務が煩雑になっている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	法規制でなく運用上の規制（参考：長期優良住宅の普及の促進に関する法律）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	長期優良住宅認定申請を登録住宅性能評価機関に提出すれば、所管行政庁において情報が共有されるような業務フローを構築すべきである。